

葛飾区学校給食費補助金交付要領

平成25年4月 1日
25葛教学第14号
教育次長決裁

(目的)

第1条 この要領は、葛飾区学校給食費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 要綱に定める書類の様式は、次の表の左欄に掲げる書類に応じ、同表右欄に定めるものとする。

葛飾区学校給食費補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）	第1号様式
葛飾区学校給食費補助金交付決定通知書	第2号様式
葛飾区学校給食費補助金不交付決定通知書	第3号様式
葛飾区学校給食費補助金交付額確定通知書	第4号様式
葛飾区学校給食費補助金取消通知書	第5号様式

(対象者)

第3条 要綱第3条第1号に定める生計を一にする場合には、住民基本台帳に登録されている世帯が同一である場合のほか、保護者からの申出及び疎明資料の提出により生計が同一であると認められる場合を含むものとする。

2 要綱第3条第2号に規定する葛飾区内に住所を有する場合には、葛飾区に住民登録がある場合のほか、実態として葛飾区内に居住している場合を含むものとする。

(補助金の交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、次のとおりとする。

(1) 年度の3月31日までに申請した場合 当該年度の4月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のすべてに該当するときの補助金の交付対象期間は、要綱第3条に定める対象者の要件を満たした事実の発生日（第2号において単に「発生日」という。）の属する月から当該年度の3月31日までとする。

(1) 年度途中に要綱第3条に定める対象者の要件を満たしたこと。

(2) 発生日が2月1日から3月31日までの場合は、発生日の属する月の翌々月末日までに申請したこと。

3 要綱第11条の規定の適用による補助金の交付先は、同条に規定する当初交付決定者が要綱第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった日の属する月までにあつては当初交付決定者とし、要綱第11条に規定する当初交付決定者が要綱第3条各号に掲げる要件に該当しなくなった日の属する月の翌月以降は、要綱第6条の規定による交付決定を受けた後継申請者とする。

(学校給食費の実績額及び納付状況の報告)

第5条 要綱第7条第1項に規定する学校給食費の実績額及び納付状況の報告は、学期ごとに当該学期の最終給食提供日の属する月の翌月までに行わなければならない。ただし、3学期の実績額及び納付

状況の報告は、3月末日までに行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校長は、区長から学校給食費の実績額及び納付状況の報告の求めがあったときは、その都度報告を行わなければならない。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年5月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。